

令和5年度新学期以降の市川市新たな学校生活スタイルガイドラインの 主な改訂内容について

令和5年4月

新型コロナウイルス感染症に関する「市川市新たな学校生活スタイルガイドライン」の改訂が行われました。主な改訂の内容及び留意事項等について下記のとおりお知らせいたします。（令和5年4月1日～5月7日まで）

○学校における活動全般について、マスクの着用を求めないことを基本といたします。

○マスクの着脱を強いることがないようにいたします。

○児童生徒の間でも着用の有無による差別・偏見がないようにいたします。



	変更された項目	新ガイドラインの主な内容
1 登 校	登校の判断	<ul style="list-style-type: none">健康状態記入の必要はない。家庭で健康観察、検温等をして登校する。本人が無症状なら家族が有症状であっても登校可能とする。 (家族が新型コロナウイルス陽性の場合は控える)
2 給 食	給食	<ul style="list-style-type: none">適切な換気が確保でき、机を向かい合わせにしなければ、会話は可能であり、黙食の必要はない。(大声での会話は控える)机を向かい合わせにする場合は、適切な換気と対面の児童生徒の間に一定の距離(1m程度)を確保する等の措置を講じることにより、会話は可能である。
3 授 業	グループ活動	<ul style="list-style-type: none">十分な換気を行い、適切な声の大きさで行う。
	音楽	<ul style="list-style-type: none">合唱、器楽の演奏は、十分な換気を行い、体の中心から前方1m程度左右50cm程度を目安とした距離を確保し、原則向かい合っでの歌唱は控える。
	家庭科・ 技術家庭科	<ul style="list-style-type: none">調理実習をする場合は、十分な換気を行い、少人数グループで実施し、大声での会話は控える。調理したものを食べる際は、大声の会話を控え、座席を向かい合わせにしない。向かい合わせにする場合は対面の座席間に1m程度の距離を確保する。
	体育	<ul style="list-style-type: none">密集する運動、近距離で組み合ったり接触したりする運動については、換気を確保し、大声での発声を控えて行うことが望ましい。

感染対策の基本である感染予防の3原則（感染源を絶つ・感染経路を絶つ・身体全体の抵抗力を高める）を進めつつ、マスクについては着用を求めないことが基本となります。With コロナの時代において、みんなで感染の広がりを防ぎながら、学校での学びを止めることなく、実りある生活を進めていきます。

詳細なガイドラインについては、市川市教育委員会のホームページをご覧ください。